



# 栃木県公報

平成26年  
10月15日(水)  
号外  
第60号

## 目次

### 規 則

- 幼保連携型認定こども園の学級の編制、職員、設備及び運営に関する基準を定める条例施行規則の制定..... 1
- 栃木県知事の権限に属する事務の処理の特例に関する条例に基づき市町村が処理する事務の範囲等を定める規則の一部改正..... 3
- 栃木県個人情報保護審議会規則の一部改正..... 3
- 就学前の子どもに関する教育、保育等の総合的な提供の推進に関する法律施行細則の一部改正..... 4
- 児童福祉施設の設備及び運営に関する基準を定める条例施行規則の一部改正..... 10
- 栃木県高等学校等修学資金貸与条例施行規則の一部改正..... 10

### 告 示

- 認定こども園の認定の基準を定める条例別表の4の項の知事が別に定める基準並びに同表の5の項及び6の項の知事が別に定める事項の一部改正..... 10

## 規 則

### 栃木県規則第四十四号

幼保連携型認定こども園の学級の編制、職員、設備及び運営に関する基準を定める条例施行規則を次のように定める。

平成二十六年十月十五日

栃木県知事 福田 富一

### 幼保連携型認定こども園の学級の編制、職員、設備及び運営に関する基準を定める条例施行規則

(趣旨)

**第一条** この規則は、幼保連携型認定こども園の学級の編制、職員、設備及び運営に関する基準を定める条例(平成二十六年栃木県条例第四十三号。以下「条例」という。)の施行に関し必要な事項を定めるものとする。

(設備の基準)

**第二条** 条例第七条第三項ただし書の規則で定める基準は、保育室等を、二階に設ける場合にあつては第一号、第二号及び第六号、三階以上の階に設ける場合にあつては第二号から第八号までに掲げる基準とする。

- 一 建築基準法(昭和二十五年法律第二百一号)第二条第九号の二に規定する耐火建築物であること。
- 二 保育室等を設ける次の表の上欄に掲げる階に応じ、同表の中欄に掲げる区分ごとに、それぞれ同表の下欄に掲げる設備が一以上設けられていること。

階	区 分	設 備
二 階	常 用	1 屋内階段 2 屋外階段
	避 難 用	1 建築基準法施行令(昭和二十五年政令第三百三十八号)第二百二十三条第一項各号又は同条第三項各号に規定する構造の屋内階段。ただし、同条第一項の場合においては、当該階段の構造は、建築物の一階から二階までの部分に限り、屋内と階段室とはバルコニー又は付室を通じて連絡することとし、かつ、同条第三項第二号、第三号及び第九号を満たすものとする。

		<ul style="list-style-type: none"> <li>2 待避上有効なバルコニー</li> <li>3 建築基準法第二条第七号の二に規定する準耐火構造の屋外傾斜路又はこれに準ずる設備</li> <li>4 屋外階段</li> </ul>
三階	常用	<ul style="list-style-type: none"> <li>1 建築基準法施行令第百二十三条第一項各号又は同条第三項各号に規定する構造の屋内階段</li> <li>2 屋外階段</li> </ul>
	避難用	<ul style="list-style-type: none"> <li>1 建築基準法施行令第百二十三条第一項各号又は同条第三項各号に規定する構造の屋内階段。ただし、同条第一項の場合においては、当該階段の構造は、建築物の一階から三階までの部分に限り、屋内と階段室とはバルコニー又は付室を通じて連絡することとし、かつ、同条第三項第二号、第三号及び第九号を満たすものとする。</li> <li>2 建築基準法第二条第七号に規定する耐火構造の屋外傾斜路又はこれに準ずる設備</li> <li>3 屋外階段</li> </ul>
四階以上	常用	<ul style="list-style-type: none"> <li>1 建築基準法施行令第百二十三条第一項各号又は同条第三項各号に規定する構造の屋内階段</li> <li>2 建築基準法施行令第百二十三条第二項各号に規定する構造の屋外階段</li> </ul>
	避難用	<ul style="list-style-type: none"> <li>1 建築基準法施行令第百二十三条第一項各号又は同条第三項各号に規定する構造の屋内階段。ただし、同条第一項の場合においては、当該階段の構造は、建築物の一階から保育室等が設けられている階までの部分に限り、屋内と階段室とはバルコニー又は外気に向かって開くことができる窓若しくは排煙設備（同条第三項第一号に規定する国土交通大臣が定めた構造方法を用いるものその他有効に排煙することができるものと認められるものに限る。）を有する付室を通じて連絡することとし、かつ、同項第二号、第三号及び第九号を満たすものとする。</li> <li>2 建築基準法第二条第七号に規定する耐火構造の屋外傾斜路</li> <li>3 建築基準法施行令第百二十三条第二項各号に規定する構造の屋外階段</li> </ul>

三 前号に掲げる設備を避難上有効な位置に設け、かつ、保育室等の各部分からその一に至る歩行距離が三十メートル以下となるように設けること。

四 調理室（次に掲げる要件のいずれかに該当するものを除く。）以外の部分と当該調理室の部分とを建築基準法第二条第七号に規定する耐火構造の床若しくは壁又は建築基準法施行令第百十二条第一項に規定する特定防火設備で区画すること。この場合において、換気、暖房又は冷房の設備の風道が当該床若しくは壁を貫通する部分又はこれに近接する部分に防火上有効にダンパーを設けること。

イ スプリンクラー設備その他これに類するもので自動式のものを設けること。

ロ 調理用器具の種類に応じて有効な自動消火装置を設け、かつ、調理室の外部への延焼を防止するために必要な措置を講ずること。

五 壁及び天井の室内に面する部分の仕上げを不燃材料でしていること。

六 保育室等その他園児が出入りし、又は通行する場所に、園児の転落事故を防止するための設備を設けること。

七 非常警報器具又は非常警報設備及び消防機関へ火災を通報するための設備を設けること。

八 カーテン、敷物、建具等で可燃性のものについて防災処理を施されたものを使用していること。

附 則

(施行期日)

- 1 この規則は、条例の施行の日から施行する。

(幼保連携型認定こども園の設置に係る特例)

- 2 この規則の施行の日(以下「施行日」という。)の前日において現に幼稚園(その運営の実績その他により適正な運営が確保されていると認められるものに限る。以下同じ。)を設置している者が、当該幼稚園を廃止し、当該幼稚園と同一の所在場所において、当該幼稚園の設備を用いて幼保連携型認定こども園を設置する場合における当該幼保連携型認定こども園に係る第二条の規定の適用については、当分の間、同条中「第一号、第二号及び第六号」とあるのは、「園舎が耐火建築物で、園児の待避に必要の設備を備えることを基準とし」とする。
- 3 施行日の前日において現に保育所(その運営の実績その他により適正な運営が確保されていると認められるものに限る。以下同じ。)を設置している者が、当該保育所を廃止し、当該保育所と同一の所在場所において、当該保育所の設備を用いて幼保連携型認定こども園を設置する場合における当該幼保連携型認定こども園に係る第二条の規定の適用については、当分の間、同条第一号中「耐火建築物」とあるのは、「耐火建築物又は同条第九号の三に規定する準耐火建築物(同号ロに該当するものを除く。)」とする。

(こども政策課)

#### 栃木県規則第四十五号

栃木県知事の権限に属する事務の処理の特例に関する条例に基づき市町村が処理する事務の範囲等を定める規則の一部を改正する規則を次のように定める。

平成二十六年十月十五日

栃木県知事 福田 富一

#### 栃木県知事の権限に属する事務の処理の特例に関する条例に基づき市町村が処理する事務の範囲等を定める規則の一部を改正する規則

栃木県知事の権限に属する事務の処理の特例に関する条例に基づき市町村が処理する事務の範囲等を定める規則(平成十二年栃木県規則第二十五号)の一部を次のように改正する。

第二条の表五の項中「十八の項第六号」を「十八の項第十二号」に、「母子及び寡婦福祉法施行細則(を「母子及び父子並びに寡婦福祉法施行細則(に改め、同項第一号中「第六条」を「第五条」に、「第十八条及び母子及び寡婦福祉法施行細則の一部を改正する規則(平成十四年栃木県規則第五十七号。以下この項において「平成十四年改正規則」という。)附則第三項」を「第十七条及び第十八条」に改め、同項第二号中「第七条第一項」を「第六条」に、「第十条第三項」を「第九条第三項」に、「第十八条及び平成十四年改正規則附則第三項」を「第十七条及び第十八条」に、「及び第十八条並びに平成十四年改正規則附則第三項」を「第十七条及び第十八条」に改め、「借書」の下に「(個人貸付申請者に係るものに限る。)」を加え、同項第三号中「第八条第一項(規則第十八条及び平成十四年改正規則附則第三項)を「第七条第一項及び第八条(これらの規定を規則第十七条及び第十八条」に改め、「及び第九条(規則第十八条において準用する場合を含む。)」を削り、同項第四号中「第十条第一項」を「第九条第一項」に、「第十八条及び平成十四年改正規則附則第三項」を「第十七条及び第十八条」に改め、同項第五号中「第十条第二項」を「第九条第二項」に、「第十八条及び平成十四年改正規則附則第三項」を「第十七条及び第十八条」に改め、同項第六号中「第十一条第一項」を「第十条第一項」に、「第十八条及び平成十四年改正規則附則第三項」を「第十七条及び第十八条」に、「申出書」を「申請書」に改め、同項第七号中「第十一条第二項」を「第十条第二項」に、「第十八条及び平成十四年改正規則附則第三項」を「第十七条及び第十八条」に改め、「承認書及び」を削り、同項第八号中「第十二条第一項」を「第十一条第一項」に、「第十八条及び平成十四年改正規則附則第三項」を「第十七条及び第十八条」に改め、同項第九号中「第十二条第二項、第十三条、第十四条及び第十七条」を「第十一条第二項、第十二条、第十三条、第十五条第二項及び第十六条第二項」に、「第十八条及び平成十四年改正規則附則第三項」を「第十七条及び第十八条」に改める。

#### 附 則

この規則は、公布の日から施行する。

(行政改革推進室)

#### 栃木県規則第四十六号

栃木県個人情報保護審議会規則の一部を改正する規則を次のように定める。

平成二十六年十月十五日

栃木県知事 福田 富一

栃木県個人情報保護審議会規則の一部を改正する規則

栃木県個人情報保護審議会規則（平成十三年栃木県規則第十八号）の一部を次のように改正する。

第三条第二項を次のように改める。

- 2 審議会は、委員及び議事に関係のある臨時委員の過半数が出席しなければ、会議を開くことができない。

第三条第三項中「出席委員」を「委員及び議事に関係のある臨時委員で会議に出席したもの」に改める。

附 則

この規則は、公布の日から施行する。

(文書学事課)

栃木県規則第四十七号

就学前の子どもに関する教育、保育等の総合的な提供の推進に関する法律施行細則の一部を改正する規則を次のように定める。

平成二十六年十月十五日

栃木県知事 福田 富一

就学前の子どもに関する教育、保育等の総合的な提供の推進に関する法律施行細則の一部を改正する規則

就学前の子どもに関する教育、保育等の総合的な提供の推進に関する法律施行細則（平成十八年栃木県規則第八十一号）の一部を次のように改正する。

第一条中「平成十八年<sup>内閣府</sup>文部科学省令第三号」を「平成二十六年<sup>内閣府</sup>文部科学省令第二号」に改める。

第二条中「申請書は」を「認定の申請は」に改める。

第五条第一項中「第八条第一項」を「第三十条第一項」に、「別記様式第四号」を「別記様式第八号」に改め、同条第二項中「第七条」を「第二十九条」に改め、同条第三項中「第七条第二号」を「第二十九条第二号」に改め、同条第四項中「第七条第三号」を「第二十九条第三号」に改め、同条を第六条とする。

第四条の見出しを「（変更の届出）」に改め、同条第一項中「法第七条第一項」を「認定子ども園（法第三条第一項又は第三項の認定を受けた施設に限る。）に係る法第二十九条第一項」に、「別記様式第三号」を「別記様式第六号」に改め、同条第二項を次のように改める。

- 2 幼保連携型認定子ども園に係る法第二十九条第一項又は規則第十五条第二項の規定による届出は、幼保連携型認定子ども園変更届（別記様式第七号）により行うものとする。

第四条を第五条とする。

第三条中「申請書は」を「認定の有効期間の更新の申請は」に改め、同条の次に次の一条を加える。

（設置等の認可の申請）

第四条 法第十七条第一項の設置の認可の申請は、幼保連携型認定子ども園設置認可申請書（別記様式第三号）によるものとする。

- 2 法第十七条第一項の廃止又は休止の認可の申請は、幼保連携型認定子ども園廃止（休止）認可申請書（別記様式第四号）によるものとする。

- 3 法第十七条第一項の設置者の変更の認可の申請は、幼保連携型認定子ども園設置者変更認可申請書（別記様式第五号）によるものとする。

別記様式第一号中

社 区	分
	保育に欠ける子どもの数
	保育に欠けない子どもの数

を

利 用 定 員	区 分	に改め、
	保育を必要とする 子どもの数	
	保育を必要とする子ども 以外の子どもの数	

別記様式第三号中「(第5条関係)」を「(第6条関係)」とし、「第8条第1項」を「第30条第1項」とし

保 育 し て い る 子 ども の 数 (年 月 日現在)	区 分	也
	保育に欠ける子どもの数	
	保育に欠けない子どもの数	

在 籍 し て い る 子 ども の 数 (年 月 日現在)	区 分	に改め、同様式を別記様式第八号とする。
	保育を必要とする 子どもの数	
	保育を必要とする子ども 以外の子どもの数	

別記様式第三号中「(第4条関係)」を「(第5条関係)」とし、「第7条第1項」を「第29条第1項」とし改め、同様式を別記様式第六号とし、同様式の次に次の1様式を加える。

別記様式第7号（第5条関係）

幼保連携型認定こども園変更届

年 月 日

栃木県知事 様

住所（法人にあつては、主たる事務所の所在地）

氏名（法人にあつては、名称及び代表者の氏名）

印

幼保連携型認定こども園の申請事項等を変更したいので、就学前の子どもに関する教育、保育等の総合的な提供の推進に関する法律第29条第1項及び就学前の子どもに関する教育、保育等の総合的な提供の推進に関する法律施行規則第15条第2項の規定により、関係書類を添えて届け出ます。

記

幼保連携型認定 こども園の名称 及び所在地	名 称						
	所在地						
変 更 の 内 容	変 更 事 項	変	更	前	変	更	後
変 更 年 月 日	年 月 日						
変 更 の 理 由							

※ 次の書類を添付すること。

- 1 変更後において認可基準に適合していることが確認できる書類
- 2 その他知事が必要と認める書類

別記様式第11号の次に次の様式を加える。  
別記様式第3号（第4条関係）

幼保連携型認定こども園設置認可申請書

年 月 日

栃木県知事 様

住所（法人にあっては、主たる事務所の所在地）  
氏名（法人にあっては、名称及び代表者の氏名）

印

就学前の子どもに関する教育、保育等の総合的な提供の推進に関する法律第17条第1項の規定による幼保連携型認定こども園の設置の認可を受けたいので、関係書類を添えて申請します。

記

名	称				
所	在	地			
目	的				
幼保連携型認定こども園の長となるべき者の氏名					
幼保連携型認定こども園の開園予定年月日					
利 用 定 員	区 分	満3歳未満の者	満3歳以上の者	計	合 計
	保育を必要とする子どもの数	人	人	人	人
	保育を必要とする子ども以外の子どもの数	人	人	人	
教育及び保育の目標並びに主な内容	年 間 開 園 日 数				
	開 園 時 間	平 日			
		土 曜 日			
		日曜日・祝日			
実施する子育て支援事業の名称・内容					
備 考					

※ 就学前の子どもに関する教育、保育等の総合的な提供の推進に関する法律施行規則第15条第1項第4号から第6号までに掲げる事項を記載した書類及び認可基準に適合していることが確認できる書類を添付すること。

別記様式第4号（第4条関係）

幼保連携型認定こども園廃止（休止）認可申請書

年 月 日

栃木県知事 様

住所（法人にあっては、主たる事務所の所在地）

氏名（法人にあっては、名称及び代表者の氏名）

印

就学前の子どもに関する教育、保育等の総合的な提供の推進に関する法律第17条第1項の規定による幼保連携型認定こども園の廃止（休止）の認可を受けたいので、関係書類を添えて申請します。

記

廃止（休止）の理由	
園児の処置方法	
廃止の期日 （休止の予定期間）	
財産の処分	

※ 財産の処分の欄は、廃止の認可の申請の場合のみ記載すること。



別記様式第5号 (第4条関係)

幼保連携型認定こども園設置者変更認可申請書

年 月 日

栃木県知事 様

変更前の設置者 住所 (法人にあつては、主たる事務所の所在地)  
氏名 (法人にあつては、名称及び代表者の氏名) 印

変更後の設置者 住所 (法人にあつては、主たる事務所の所在地)  
氏名 (法人にあつては、名称及び代表者の氏名) 印

就学前の子どもに関する教育、保育等の総合的な提供の推進に関する法律第17条第1項の規定による幼保連携型認定こども園の設置者の変更の認可を受けたいので、関係書類を添えて申請します。

記

	変 更 前	変 更 後
名 称		
所 在 地		
目 的		
変 更 年 月 日	年 月 日	
変 更 の 理 由		

※ 就学前の子どもに関する教育、保育等の総合的な提供の推進に関する法律施行規則第15条第1項第4号から第6号までに掲げる事項を記載した書類を添付すること。

附 則

この規則は、就学前の子どもに関する教育、保育等の総合的な提供の推進に関する法律の一部を改正する法律（平成二十四年法律第六十六号）の施行の日から施行する。

栃木県規則第四十八号

児童福祉施設の設備及び運営に関する基準を定める条例施行規則の一部を改正する規則を次のように定める。

平成二十六年十月十五日

栃木県知事 福田 富一

児童福祉施設の設備及び運営に関する基準を定める条例施行規則の一部を改正する規則

児童福祉施設の設備及び運営に関する基準を定める条例施行規則（平成二十五年栃木県規則第三十号）の一部を次のように改正する。

第四条第二号の表中

建築基準法施行令第二百二十二条第二項各号に規定する構造の屋外階段

を

- 1 建築基準法施行令第二百二十二条第一項各号又は同条第三項各号に規定する構造の屋内階段。ただし、同条第一項の場合においては、当該階段の構造は、建築物の一階から乳児室又はほふく室が設けられている階までの部分に限り、屋内と階段室とはバルコニー又は外気に向かって開くことができる窓若しくは排煙設備（同条第三項第一号に規定する国土交通大臣が定めた構造方法を用いるものその他有効に排煙することができるものと認められるものに限る。）を有する付室を通じて連絡することとし、かつ、同項第二号、第三号及び第九号を満たすものとする。
- 2 建築基準法第二条第七号に規定する耐火構造の屋外傾斜路
- 3 建築基準法施行令第二百二十二条第二項各号に規定する構造の屋外階段

に改め、同条第七号

中「非常警報器具又」を「非常警報器具又は」に改める。

附 則

この規則は、児童福祉施設の設備及び運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例（平成二十六年栃木県条例第五十号）の施行の日から施行する。

（こども政策課）

栃木県規則第四十九号

栃木県高等学校等修学資金貸与条例施行規則の一部を改正する規則を次のように定める。

平成二十六年十月十五日

栃木県知事 福田 富一

栃木県高等学校等修学資金貸与条例施行規則の一部を改正する規則

栃木県高等学校等修学資金貸与条例施行規則（平成十四年栃木県規則第四十一号）の一部を次のように改正する。

別記様式第一号及び別記様式第三号中「母子及び寡婦福祉法」を「母子及び父子並びに寡婦福祉法」に、「で定めらるる」を「又は第31条の6第1項第2号に規定する」に改める。

附 則

この規則は、公布の日から施行する。

（教育委員会事務局総務課）

告 示

栃木県告示第四百七十七号

認定こども園の認定の基準を定める条例別表の4の項の知事が別に定める基準並びに同表の5の項及び6の項の知事が別に定める事項（平成十八年栃木県告示第八百二十九号）の一部を次のように改正し、就学前の子どもに関する教育、保育等の総合的な提供の推進に関する法律の一部を改正する法律（平成二十四年法律第六十六号）の施行の日から適用する。

平成二十六年十月十五日

栃木県知事 福田 富一

題名中「認定こども園の認定の基準を定める条例」を「認定こども園の認定の要件を定める条例」に、「同表の」を「同表」に改める。

第一条中「認定こども園の認定の基準を定める条例」を「認定こども園の認定の要件を定める条例」に改める。

別表第一中「の内容は」の次に「、幼保連携型認定こども園教育・保育要領（平成26年内閣府  
文部科学省告示第1  
厚生労働省

号）を踏まえるとともに」を加え、「の1から6まで」を削り、同表1の項③中「のアからカまで」を削り、同表2の項中「に固有の事情」を削り、「配慮すべき内容」を「配慮すべき事項」に改め、同表①中「の相違」を削り、「就学前」を「小学校就学前」に改め、同表②中「就労状況等」を「生活形態」に、「相違」を「違い」に改め、「内容」の次に「又はその展開」を加え、同表③中「幼稚園と同様に1日に4時間程度利用する子ども（以下「短時間利用児」という）を「教育時間相当利用児（幼稚園と同様に1日に4時間程度利用する満3歳以上の子どもをいう。以下同じ）」に、「保育所と同様に1日に8時間程度利用する子ども（以下「長時間利用児」という）を「教育及び保育時間相当利用児（保育所と同様に1日に8時間程度利用する満3歳以上の子どもをいう。以下同じ）」に改め、同表3の項①中「のアからエまで」を削り、「保育に」を「保育の内容に」に、「編成する」を「作成する」に改め、同表④中「短時間利用児及び長時間利用児」を「教育時間相当利用児及び教育及び保育時間相当利用児」に改め、同表⑤中「の相違」を削り、「いく」を「設定するなどの工夫をする」に改め、同表4の項中「の(1)から(4)まで」を削り、同表①中「集団による活動の充実、異年齢の子どもとの交流等が図られる」を「同一学年の子どもで編制される学級による集団活動の中で遊びを中心とする子どもの主体的な活動を通して発達を促す経験が得られる」に改め、同表②中「の観点から」を「を確保するため」に改め、同表5の項中「の(1)から(10)まで」を削り、同表②中「年齢の相違」を「年齢の違い」に、「家庭環境の相違」を「家庭環境」に改め、同表③中「同一の施設で」を「共に」に改め、同表④中「取り組み」を「取組」に改め、同表⑤中「子どもの健康状態」を「健康状態」に改め、同表6の項中「の(1)から(3)まで」を削る。

(い)しも政策課)